

日本銀行の財務の状況及びその推移について

1 検査の背景

(1) 日本銀行の概要

日本銀行は、日本銀行法（以下「法」という。）に基づき、我が国の中央銀行として銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うこと並びに銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的とする認可法人であり、その資本金1億円のうち政府が5500万円を出資している。法によれば、日本銀行は、通貨及び金融の調節を行うに当たっては、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することをもって、その理念とすることとされている。また、日本銀行の通貨及び金融の調節における自主性は、尊重されなければならないとされており、さらに、法の運用に当たっては、日本銀行の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならないとされている。

法によれば、日本銀行は、財務諸表について財務大臣の承認を受けて一般の閲覧に供しなければならないとされているほか、各事業年度（4月1日から翌年3月31日まで。以下「年度」という。）において剰余金（以下、各年度の剰余金を「当期剰余金」という。）を生じたときは、原則として当該当期剰余金の額の5%に相当する金額を準備金（以下「法定準備金」という。）として積み立てるなどした後、その残額を国庫に納付しなければならないとされている。

日本銀行は、通貨及び金融の調節として、国債等の買入れを行うなどして金融機関等に資金を供給したり、日本銀行が振り出す手形等の売却を行って金融機関等から資金を吸収したりして、金融機関等が相互の資金決済等のために日本銀行に保有している当座預金（以下「日銀当座預金」という。）の残高を増減させることにより、短期金融市場における資金量の調整（以下「金融調節」という。）を行っている。そして、政策委員会の金融政策決定会合で決定した金融調節の方針（以下「金融市場調節方針」という。）として、平成18年3月からは、「無担保コールレート（オーバーナイト物）」（以下「短期金利」という。）を一定の水準に誘導することとしていたが、25年4月に、金融調節の操作目標を短期金利からマネタリーベースに変更して、同年同月以降は、マネタリーベースを年間約60兆円から70兆円に相当するペースで増加させることとしている。

(2) 物価安定の目標及び量的・質的金融緩和の導入

日本銀行は、25年1月に、日本経済のデフレからの早期脱却と物価安定の下での持続的な経済成長の実現に向けて、消費者物価の前年比上昇率で2%とする物価安定の目標を導入した。そして、同年4月に、物価安定の目標を2年程度の期間を念頭に置いてできるだけ早期に実現するため、マネタリーベース及び長期国債等の保有額を2年間で2倍に拡大するとともに、買い入れる長期国債の平均残存期間を2倍以上に延長するなどとする金融緩和（以下「量的・質的金融緩和」という。）を導入した。

2 検査の着眼点

日本銀行において、量的・質的金融緩和を導入して、長期国債等の保有額を大幅に拡大するなどしてマネタリーベースの増加を図っていることなどを踏まえて、日本銀行の金融調節は同行の資産及び負債の規模並びに損益等にどのような影響を与えているか、日本銀行の当期剰余金の処分及び国庫納付金の納付の状況はどのようになっているかなどに着眼して検査した。

3 検査の状況

(1) 日本銀行の金融調節及び資産、負債等の状況

ア 金融市場調節方針等の推移

日本銀行は、20年9月に発生したいわゆるリーマン・ショックを契機として、同年10月以降、短期金利の誘導目標水準を段階的に引き下げたほか、コマーシャル・ペーパー等（以下「C P等」という。）及び社債の買入れなどといった新しい金融調節手段を時限的に導入するなどして資金供給を行った。また、22年10月に、金融緩和を一段と強力に推進するための臨時の措置として「資産買入等の基金」を創設して、通常の金融調節手段とは別に、国債、C P等、社債、株価指数連動型上場投資信託（以下「E T F」という。）及び不動産投資信託（以下「J－R E I T」という。）といった多様な金融資産の買入れなどによる資金供給を行った。

前記のとおり、日本銀行は、25年4月に量的・質的金融緩和を導入して、金融調節の操作目標を短期金利からマネタリーベースに変更した。その上で、マネタリーベースを増加させるための資産の買入れ方針として、①長期国債について、保有残高が年間約50兆円に相当するペースで増加するように買入れを行い、同時に買入れの平均残存期間を量的・質的金融緩和導入前の3年弱から7年程度に延長する、②E T F及びJ－R E I Tについて、保有残高がそれぞれ年間約1兆円及び年間約300億円に相当するペースで増加するように買入れを行うなどとしている。そして、日本銀行は、この量的・質的金融緩和について、前記物価安定の目標の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで継続するとしている。

イ 日本銀行の資産、負債等の推移

日本銀行の20年度末から25年度末までの資産、負債等の推移をみると、総資産残高は、20年度末に123兆8886億円であったものが、25年度末にその約2倍弱の241兆5798億円になっている。資産の主なものは、金融調節等を通じて取得した金融資産である長期国債、短期国債及び貸出金等であるが、これらのうち、長期国債の残高は、20年度末に42兆6612億円（総資産残高に占める割合34.4%）であったものが、25年度末にその約3.6倍の154兆1536億円（同63.8%）にまで増加している。これは、日本銀行が、「資産買入等の基金」の規模の増額及びこれに続く量的・質的金融緩和の導入に伴い、既に保有していた長期国債の償還額を大幅に上回る金額の買入れを行ったことによるものである。

一方、総負債残高は、20年度末に120兆9732億円であったものが、25年度末にその約2倍の238兆1140億円になっている。負債の主なものをみると、20年度末には、日本銀行券の発行残高である発行銀行券が76兆8977億円（総負債残高に占める割合63.6%）、日銀当座預金が22兆1489億円（同18.3%）であったが、25年度末には、それぞれ86兆6308億円（同36.4%）、128兆6678億円（同54.0%）になり、日銀当座預金が発行銀行券を上回って負債の過半を占めるようになっている。これは、主に日本銀行の金融調節を通じて金融機関等に供給された資金が、日銀当座預金の残高の増加となって現れていることによると考えられる。

ウ 日本銀行が保有する長期国債

(ア) 長期国債の平均残存期間等

20年度末から25年度末までに日本銀行が保有していた長期国債の残存期間別の残高及び平均残存期間について、日本銀行の統計資料「日本銀行が保有する国債の銘柄別残高」等から算出したところ、平均残存期間は22年度末から24年度末にかけて4.9年から3.9年に短期化していたが、25年度末には再び長期化して5.6年になっている。

(イ) 日本銀行による長期国債の保有割合

日本銀行は、25年度末において、政府が発行した長期国債の発行残高840兆8435億円（時価ベース）に対し、その18.7%に当たる156兆8771億円（同）の長期国債を保有しており、20年度末の保有割合8.2%（短期国債のうち割引短期国債を含む数値）に比べて10.5ポイント上昇している（日本銀行の資金循環統計による。）。

(2) 日本銀行の損益、当期剰余金の処分等の状況

ア 日本銀行の損益の推移

日本銀行の経常収益の主なものは、金融調節等を通じて取得した長期国債、短期国債、貸出金等、CP等、社債及び外貨建資産の金融資産から生ずる利息等（以下「国債利息等収益」という。）となっている。日本銀行の20年度から25年度までの損益の推移をみると、国債利息等収益の中で最も多くを占める長期国債利息は、20年度以降増加傾向で推移しており、20年度に5370億円であったものが、25年度に7761億円になっている。また、外貨建資産から生ずる為替差益又は為替差損（年度末の為替レートによる本邦通貨への換算等に伴って生ずる損益。以下「外国為替関係損益」という。）についてみると、23年度を除いて、経常収益又は経常費用の39.2%から66.8%を占めており、各年度の経常利益の額に与える影響も大きくなっている。

イ 長期国債の利回りなどの推移

日本銀行が保有する長期国債について、20年度から25年度までの利回りなどの推移をみると、各年度とも、長期国債の平均保有残高の増加率に比べて長期国債利息の増加率は小さくなっており、長期国債の利回りは、20年度以降、低下傾向で推移している。

ウ 補完当座預金制度に係る支払利息の推移

日本銀行は、20年10月に補完当座預金制度を導入して、準備預金制度の対象となる金融機関に係る日銀当座預金等のうち日本銀行への預入れが義務付けられている金額を超える金額（以下「超過準備額」という。）等について、政策委員会で決定した年0.1%の利率による利息を付している。

20年度から25年度までの超過準備額等に対する支払利息等の推移をみると、超過準備額等の平均残高の増加に伴って支払利息も増加している。特に、25年度は、量的・質的金融緩和の下で多額の金融資産の買入れが行われたことなどに伴い、超過準備額等の平均残高が86兆7205億円と24年度の約2.7倍に増加し、支払利息の金額も836億円と24年度の約2.7倍に増加している。

エ 当期剰余金の処分と国庫納付金

(ア) 当期剰余金の推移

日本銀行の当期剰余金は、各年度の経常利益に特別損益を加減し、法人税等を差し引いた額となっている。特別損益の主なものは、外国為替等取引損失引当金、指数連動型上場投資信託取引損失引当金、不動産投資信託取引損失引当金等の日本銀行が取得した金融資産に係る各引当金の積立て又は取崩しなどとなっている。このうち、外国為替等取引損失引当金は、日本銀行法施行令に基づき、財務大臣の承認を受けて積み立てることができることとなっている。

日本銀行の特別損益をみると、24、25両年度においてそれぞれ3000億円近い損失が生じている。これは、両年度中の為替レートが円安側に変動したことにより、外国為替関係損益において、それぞれ6036億円及び6194億円の利益が生じたことを受け、日本銀行が、財務大臣に対して外国為替等取引損失引当金の積立てを含む財務諸表の承認申請を行い、同大臣の承認を受けて、その利益の50%に相当する3018億円及び3097億円を外国為替等取引損失引当金に繰り入れたことなどによるものである。そして、24、25両年度の当期剰余金は、経常利益から上記の特別損失を減ずる

などした結果、それぞれ5760億円及び7242億円となっている。

(イ) 当期剰余金の処分の推移

日本銀行は、原則として当期剰余金の5%に相当する金額を法定準備金として積み立てなければならないこととなっているが、特に必要があると認められるときは、財務大臣の認可を受けて当該金額を超える金額を法定準備金として積み立てることができることとなっている。

日本銀行の法定準備金の積立額は、20、22、25各年度において、それぞれ当期剰余金の5%に相当する額を超える450億円、78億円及び1448億円となっている。これは、日本銀行が、財務の健全性確保の観点から、財務大臣に対して上記法定準備金の積立ての認可申請を行い、同大臣の認可を受けて積み立てたものであり、特に、25年度は、量的・質的金融緩和の実施に伴い、従来より収益の振幅が大きくなると見込まれる状況を踏まえて、20、22両年度の積立率15%を上回る、当期剰余金の額の20%に相当する金額を積み立てている。そして、各年度の当期剰余金から法定準備金積立額及び出資者に対する配当金を控除した額が国庫に納付されており、25年度の国庫納付金は5793億円となっている。

(ウ) 自己資本比率の推移

日本銀行は、自己資本比率^(注)を財務の健全性に関する指標としており、この比率が10%程度となることを目途として、おおむねその上下2%の範囲内となるように、特別損益の経理において外国為替等取引損失引当金等の積立て又は取崩しを行った後、当期剰余金の処分において法定準備金の積立てを行うこととしている。

日本銀行の20年度末から25年度末までの自己資本比率は、7%台で推移しており、25年度末の自己資本比率は、外国為替等取引損失引当金への繰入れや、当期剰余金の額の20%に相当する金額について法定準備金への積立てを行うなどした結果、24年度末に比べて0.29ポイント上昇して7.74%となっている。

(注) 自己資本比率 上半期末又は年度末の資本金、法定準備金（当期剰余金の処分において積み立てられる金額を含む。）、外国為替等取引損失引当金等の合計額をその期中における日本銀行券の平均発行残高で除して得た比率

4 本院の所見

日本銀行は、消費者物価の前年比上昇率で2%とする物価安定の目標の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで量的・質的金融緩和を継続するとしており、この方針の下で、長期国債のほか、ETFやJ-REITのような価格変動リスクのある資産を含む多額の金融資産の買入れを行うなどとしている。

したがって、日本銀行においては、引き続き、金融調節等を通じて取得した金融資産について適切に引当てを行うとともに、当期剰余金の5%に相当する額を超える金額を必要に応じて法定準備金に積み立てるなど、財務の健全性の確保に努めることが重要である。また、財務省においては、日本銀行から上記の引当てを含む財務諸表の承認又は上記積立ての認可の申請があった場合には、日本銀行の利益の特質等に留意しつつ、日本銀行の財務の健全性等を勘案の上、引き続き適切に承認又は認可を行っていくことが必要である。

本院としては、今後の金融経済情勢の変化を踏まえつつ、今後とも日本銀行の財務の状況について引き続き注視していくこととする。